

歯科技工所構造設備概要書

名称							
開設の場所							
建物の構造	造		階建		(地上	階、地下	階部分)
面積	技工室(場所)	m ²	研磨室(場所)	m ²	鑄造室(場所)	m ²	
	重合室(場所)	m ²	陶材焼成室(場所)	m ²	その他	m ²	計 m ²

(歯科技工士法施行規則第13条の2)

1	歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。				
	① 防音装置		無	有 ()	
	② 防火装置		無	有 ()	
	③ 消火器		無	有 ()	
	④ 照明設備		無	有 ()	
	⑤ 空調設備		無	有 ()	
	⑥ 給排水設備		無	有 ()	
	⑦ 石膏トラップ		無	有 ()	
	⑧ 空気清浄機		無	有 ()	
	⑨ 換気扇		無	有 ()	
	⑩ 技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ)		無	有 ()	
	⑪ 電気掃除機		無	有 ()	
	⑫ 分別ダストボックス		無	有 ()	
	⑬ 防塵用マスク		無	有 ()	
	⑭ 模型整理棚		無	有 ()	
	⑮ 書籍棚		無	有 ()	
	⑯ 救急箱		無	有 ()	
	⑰ 吸塵装置(室外排気が望ましい)		無	有 ()	
	⑱ 歯科技工用作業台		無	有 ()	
	⑲ 材料保管棚(保管庫)		無	有 ()	
	⑳ 薬品保管庫		無	有 ()	
2	歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。		否	適 ()	
3	手洗設備を有すること。		無	有 ()	
4	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。		否	適 ()	
5	安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10平方メートル以上の面積を有すること。		否	適 ()	m ²
6	照明及び換気が適切であること。		否	適 ()	
7	床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。		否	適 (板張り・コンクリート・その他())	
8	出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。		否	適 ()	
9	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。		無	有 ()	
10	廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。		無	有 ()	
11	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。		無	有 ()	
12	歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。		無	有 ()	